

普通・無窓階算定書記載要領

1 地上階について、消防法施行規則第5条の3の規定に適合する開口部のみ計上してください。

消防法施行規則第5条の3の規定に適合する開口部とは次の各号のすべてに適合する開口部をいいます。

2 直径1m以上の円が内接することができる開口部又は幅75cm以上高さ1.2m以上の開口部については、その建具記号を○で囲んでください。(2カ所ないと無窓階と判定いたします。)

(1) 実際に開口できる部分で、直径50cm以上の円が内接することができる開口部であること。

(2) 床面から開口部下端までの高さは1.2m以内であること。

(3) 開口部は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面したものであること。

(11階以上の階は除く。)

(4) 開口部は格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から解放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。

(5) 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。

3 仕切壁等のため相互に往来できない場合は、各々毎に算定してください。

4 幅及び高さは現に解放される部分の数値を記入してください。

5 数値はその都度小数点第3位以下を切り捨ててください。

6 「床からの高さ」欄には床面から開口部下端までの高さを記入してください。

7 「開口部種別」欄にはガラス種別及び厚さ等、また、「引き違い窓」「縦軸回転窓」「水圧解放装置」については記入してください。

8 「有効開口部計算式」欄には有効開口部建具表の建具記号と個数(例えばAW×2)を明示し計算式を記入してください。

9 ※欄には記入しないでください。